

## 議事日程第 2 号

平成 2 9 年(2017年)招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会月議会議事日程  
平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 2 月 2 7 日午前 9 時 3 0 分開議  
議会期間 ( 平成 3 0 年 2 月 2 7 日から 3 月 2 7 日まで 2 9 日間 )

日程第 1	発議第 2 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 1 号	大阪狭山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
日程第 3	議案第 2 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 3 号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 4 号	災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 5 号	大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 6 号	大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 7 号	大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 8 号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 9 号	大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 1 0 号	大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 1 1 号	市道路線の認定及び廃止について
日程第 1 3	議案第 1 2 号	平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 9 号)について
日程第 1 4	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算につ

		いて
日程第15	議案第14号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第16	議案第15号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第17	議案第16号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第18	議案第17号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第19	議案第18号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について
日程第20	議案第19号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について
日程第21	議案第20号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について
日程第22	議案第21号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市水道事業会計予算について
日程第23	議案第22号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について
日程第24	報告第1号	第2期メルシー for SAYAMA株式会社の事業報告及び決算報告並びに第3期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報告について
日程第25	陳情第1号	当市も「市民防災センター」を新設するよう求める陳情について

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

4 番 西 野 滋 胤

5 番 須 田 旭

議案第 1 号

大阪狭山市指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準等を定める条例につい  
て

大阪狭山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

# 大阪狭山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において「指定居宅介護支援等」とは、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

## (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。この場合において、省令第29条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

## (指定居宅介護支援の事業を行う者の指定に関する基準)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその役員等（法第79条第2項第5号に規定する役員等をいう。）が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）である者を除く。）である者とする。

## (暴力団の排除)

第5条 指定居宅介護支援等の事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、その運営について、暴力団の支配を受け、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならな

い。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 2 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する  
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会	狭山ニュータウン地区活性化指針の策定についての調査、研究及び審議に関する事務
大阪狭山市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての協議に関する事務

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会委員	〃	7,000
空家等対策協議会委員	〃	7,000



議案第 3 号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ  
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第30条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

災害による被災者に対する市税の減免に関する  
条例の一部を改正する条例について

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被災者に対する市税の減免に関する条例（昭和36年大阪狭山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 5 号

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

## 大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「35,968円」を「37,264円」に改め、同項第2号中「50,356円」を「52,169円」に改め、同項第3号中「53,952円」を「55,896円」に改め、同項第4号中「61,146円」を「63,348円」に改め、同項第5号中「71,936円」を「74,527円」に改め、同項第6号中「79,130円」を「81,980円」に改め、同号ア中「以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「89,920円」を「93,159円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「107,904円」を「111,791円」に改め、同号ア中「4,000,000円未満」を「3,000,000円未満」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「122,292円」を「119,244円」に改め、同号ア中「6,000,000円未満」を「4,000,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「129,485円」を「126,696円」に改め、同号ア中「8,000,000円未満」を「6,000,000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号を次のように改める。

次のいずれかに該当する者 134,149円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号の



いずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第8条第1項に次の2号を加える。

次のいずれかに該当する者 141,602円

- ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

前各号のいずれにも該当しない者 149,054円

第10条第3項中「、この条例」を「又はこの条例」に、「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第10号まで」を「第12号まで」に改める。

第17条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

第1号被保険者が法第63条の規定の適用を受けていること。

第22条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市介護保険条例（以下「新条例」という。）第8条第1項、第10条第3項、第17条第1項第5号及び第22条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（第1号被保険者の保険料率の軽減）

- 3 所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減の強化を図るため、新条例第8条第

1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,538円とする。ただし、市長が定める日の翌日から適用するものとする。

議案第 7 号

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例について

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第55条第1項に規定する病院等」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

法第55条の2第1項の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により大阪狭山市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第8に次のように加える。

4	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	1件	93,200円	
5	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併及び分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業合併及び分割承認申請手数料	1件	93,200円	
6	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	1件	93,200円	

別表第9の1の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表2の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請のあった砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可又は同法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部  
を改正する条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第10号

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第5 の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 11 号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
東野 34 号線	東野西一丁目 916 番 2 地先から	東野西一丁目 926 番 57 地先まで
東野 35 号線	東野西一丁目 926 番 25 地先から	東野西一丁目 926 番 44 地先まで
東野 36 号線	東野西一丁目 926 番 77 地先から	東野西一丁目 926 番 47 地先まで
東野 37 号線	東野西一丁目 926 番 65 地先から	東野西一丁目 926 番 69 地先まで
東池尻 39 号線	東池尻二丁目 1182 番 10 地先から	東池尻二丁目 1218 番 29 地先まで

東池尻 4 1 号線	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 2 0 地先から	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 3 1 地先まで
東池尻 4 3 号線	東池尻二丁目 1 1 7 0 番 7 地先から	東池尻二丁目 1 1 7 0 番 1 2 地先まで
東池尻 4 4 号線	東池尻二丁目 1 1 8 8 番 5 地先から	東池尻二丁目 1 1 8 8 番 8 地先まで
東池尻 4 5 号線	東池尻二丁目 1 1 2 8 番 1 2 地先から	東池尻二丁目 1 1 1 2 番 8 地先まで
東池尻 4 6 号線	東池尻二丁目 1 2 1 4 番 3 地先から	東池尻二丁目 1 2 1 1 番 1 4 地先まで
西池尻 9 8 号線	池尻中三丁目 5 2 1 番 9 地先から	池尻中三丁目 6 4 3 番 2 地先まで
西池尻 9 9 号線	池尻自由丘三丁目 1 9 5 番 3 地先から	池尻自由丘三丁目 1 9 1 番 1 2 地先まで
西池尻 1 0 0 号線	池尻中二丁目 9 0 2 番 1 0 地先から	池尻中二丁目 9 0 0 番 5 地先まで
西池尻 1 0 1 号線	池尻中二丁目 9 0 2 番 8 地先から	池尻中二丁目 9 0 6 番 1 0 地先まで
山本 1 7 号線	山本南 2 1 9 番 5 地先から	山本南 5 8 番 1 7 地先まで
山本 1 8 号線	山本南 2 0 3 番 9 地先から	山本南 2 0 3 番 3 1 地先まで
山本 1 9 号線	山本南 2 0 3 番 6 地先から	山本南 2 0 3 番 4 3 地先まで
山本 2 0 号線	山本南 9 5 番 3 地先から	山本南 9 5 番 1 0 地先まで
山本 2 1 号線	山本南 5 8 番 2 5 地先から	山本南 9 8 番 4 地先まで
山本 2 2 号線	山本南 2 0 0 番 5 地先から	山本南 9 8 番 1 1 地先まで
山本 2 3 号線	山本南 2 0 9 番 3 地先から	山本南 2 0 9 番 1 6 地先まで
今熊 3 2 号線	今熊一丁目 1 1 3 4 番 3 地先から	今熊一丁目 1 1 3 4 番 9 地先まで
大野 2 3 号線	大野東 3 7 7 番 2 地先から	大野東 3 3 番 1 地先まで
大野 2 4 号線	大野東 2 0 2 9 番 2 地先から	大野東 7 9 番 3 8 地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻 3 9 号線	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 1 0 地先から	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 2 0 地先まで
東池尻 4 1 号線	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 2 0 地先から	東池尻二丁目 1 1 8 2 番 1 4 地先まで

議案第 1 2 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正  
予算(第 9 号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 9 号)を別案のとおり提出する。

平成 3 0 年(2018年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 13 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算  
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 1 4 号

平成 3 0 年度(2018年度)大阪狭山市国民健康保険  
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度(2018年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 3 0 年(2018年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人



議案第 15 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別  
会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第16号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 17 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特  
別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30  
年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 18 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市半田財産区特  
別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30  
年度(2018年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 19 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特  
別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30  
年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 20 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特  
別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 30  
年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 2 1 号

平成 3 0 年度(2018年度)大阪狭山市水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 2 4 条第 2 項の規定により、平成  
3 0 年度(2018年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成 3 0 年(2018年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 22 号

平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会  
計予算について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 24 条第 2 項の規定により、平成 30 年度(2018年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成 30 年(2018年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人



報告第 1 号

第2期メルシー for SAYAMA株式会社の  
事業報告及び決算報告並びに第3期メルシー  
for SAYAMA株式会社の事業計画及び  
予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第2期メルシー for SAYAMA株式会社の事業報告及び決算報告並びに第3期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成30年(2018年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市 議会

平成 30 年 2 月 15 日

議長 山本 尚生 様

「陳情書」

当市も「市民防災センター」を、新設してください。

(趣旨)

当市は、比較的天災被害少なく、市民は安心していたと思いますが、昨年、草沢近くの、西除川が決壊、付近は大変でした。

ご承知の通り、市内北部地区には防災用品の「備蓄倉庫」として、さやか公園に設置、南部に東大池公園に、設置が予定されています。

その他、避難場所指定の、小・中学校にも、年々充実が、図られています。当市の特徴として、市職員「防災士」課長・主幹級約 60 人が資格取得。90 名目標と注力、不測の事態に備える市です。

**然し、当市には「市民防災センター」がありません。**

万一の時、「災害ボランティアセンター」は、市民センター（南館）の 駐車場に設置予定と、お聞きしています。

本件に関する市民の覚悟の濃淡は、地域によって、大きな差があり、一層の啓発・教育が痛感されます。研修センター・資料展示室・教室・備蓄倉庫を備えた、建物を新設してください。ボランティアセンター、駐車場、連絡所・炊き出しなど、のスペースを確保してください。職員の常勤必要です。

設置場所は、A、給食センター隣接地 B、西除川流域 C、狭山池付近  
にお願い申し上げます。 (以上)

## 市民オンブズマン・大阪狭山市

大阪狭山市西山台 4-2-9-510

代表 平野 博義

副代表 山口 幸男

